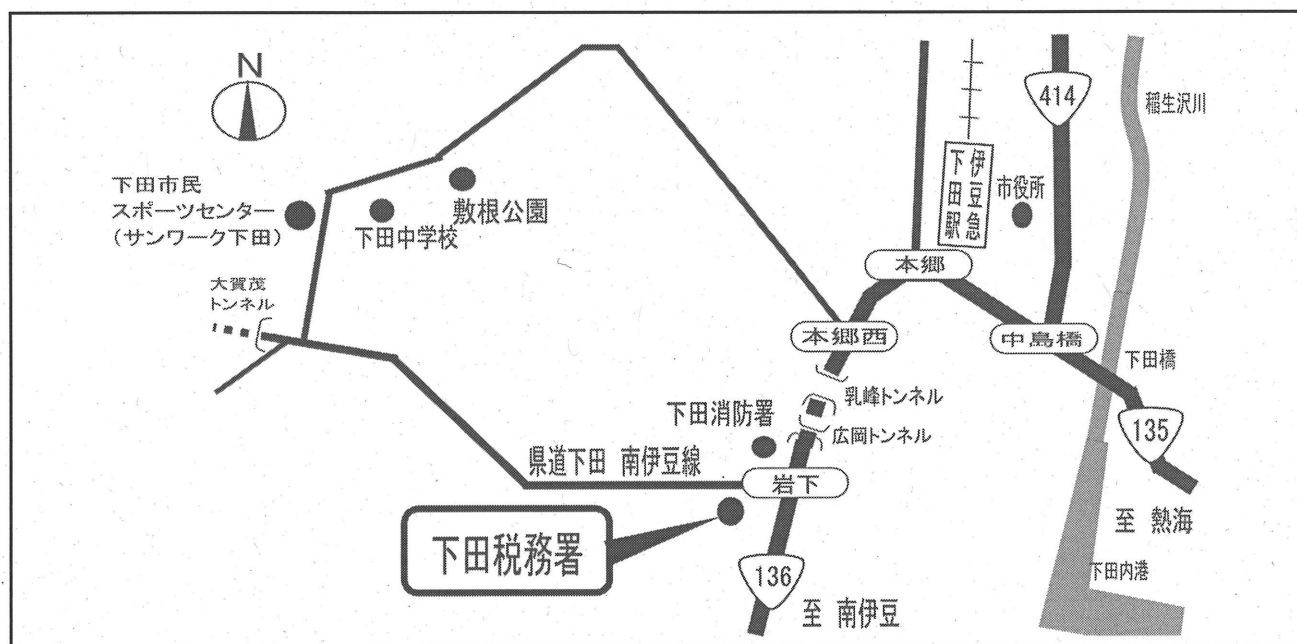


3月17日（火）から4月16日（木）
（土、日、祝日を除く）の期間、確定申告会場は

下田税務署に変わります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長したことに伴い、確定申告会場を下田税務署に変更します。



- 咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は入場をご遠慮いただいております。
- 来場される場合には、手洗い、マスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。
- 駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

【お問い合わせ先】

下田税務署 0558-22-0185（代表）

※自動音声によりご案内しております。